

議案第14号

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月14日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部

分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に対するもの 1件につき<u>6,800円</u>（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>4,300円</u>）</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>10,500円</u>（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に対するもの 1件につき<u>5,400円</u>（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>3,100円</u>）</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>9,000円</u>（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の</p>

2件目以後の許可については、6,700円)

(23の2) 銃砲刀剣類取締法第4条の3第1項（銃砲刀剣類取締法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき650円

(24) 略

(25) 銃砲刀剣類取締法第5条の4第1項の規定に基づく技能検定の実施 1件につき22,000円

(25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき12,300円

(26) 及び(27) 略

(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき7,200円 (同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許

2件目以後の許可については、5,300円)

(24) 略

(25) 銃砲刀剣類取締法第5条の4第1項の規定に基づく技能検定の実施 1件につき21,000円

(26) 及び(27) 略

(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき5,800円 (同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許

可を受けようとする場合については、1件につき4,800円

イ 新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき6,800円
(同時に複数の獣銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき4,400円)

(29) 銃砲刀剣類取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定 1件につき8,900円

(30) 銃砲刀剣類取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定 1件につき8,900円

(30の2) 銃砲刀剣類取締法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定 1件につき9,600円 (同時に複数の年少射撃資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、5,900円)

(30の3) 銃砲刀剣類取締法第9条の13第3項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 年少射撃資格認定証の書換えに係るもの 1件につき

可を受けようとする場合については、1件につき3,500円

イ 新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき5,400円
(同時に複数の獣銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき3,100円)

(29) 銃砲刀剣類取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定 1件につき7,900円

(30) 銃砲刀剣類取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定 1件につき7,900円

1,800円

イ 年少射撃資格認定証の再交付に係るもの 1件につき

1,900円

(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年

少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき9,700円

(31)～(70) 略

2 略

(31)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。